

議第30号

呉市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

呉市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

呉市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成28年呉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に，下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第12章 略</p> <p>第13章 雑則（第232条）</p> <p>付則</p> <p>（指定介護予防サービスの事業の一般原則）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>（運営規程）</p> <p>第26条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は，指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第12章 略</p> <p>第13章 雑則（第232条・<u>第233条</u>）</p> <p>付則</p> <p>（指定介護予防サービスの事業の一般原則）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 指定介護予防サービス事業者は，利用者</u> <u>の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要</u> <u>な体制の整備を行うとともに，その従業者</u> <u>に対し，研修を実施する等の措置を講じな</u> <u>ければならない。</u></p> <p><u>4 指定介護予防サービス事業者は，指定介</u> <u>護予防サービスを提供するに当たっては，</u> <u>法第118条の2第1項に規定する介護</u> <u>保険等関連情報その他必要な情報を活用</u> <u>し，適切かつ有効に行うよう努めなければ</u> <u>ならない。</u></p> <p>（運営規程）</p> <p>第26条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は，指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重</p>

要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) ～(7) 略

(8) 略

(勤務体制の確保等)

第27条 略

2 略

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) ～(7) 略

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) 略

(勤務体制の確保等)

第27条 略

2 略

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第27条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介

(衛生管理等)
第28条 略
2 略

(掲示)
第29条 略

護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第28条 略
2 略

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを含む。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第29条 略

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定によ

(市町村との連携)

第34条 略

(準用)

第43条 第1節、第4節(第16条、第21条第1項並びに第33条第5項及び第6項を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第9条及び第29条中「第26条」とあるのは「第43条において準用する第26条」と、第2

る掲示に代えることができる。

(地域との連携等)

第34条 略

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

(虐待の防止)

第35条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(準用)

第43条 第1節、第4節(第16条、第21条第1項並びに第33条第5項及び第6項を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第9条及び第29条第1項中「第26条」とあるのは「第43条において準用する第26条」

0条中「内容，当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と，第21条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と，同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と，第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第53条 指定介護予防訪問看護事業者は，指定介護予防訪問看護事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) ～(6) 略

(7) 略

と，第20条第1項中「内容，当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と，第21条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と，同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と，第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第53条 指定介護予防訪問看護事業者は，指定介護予防訪問看護事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) ～(6) 略

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) 略

(勤務体制の確保等)

第53条の2 指定介護予防訪問看護事業者は，利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう，指定介護予防訪問看護事業所ごとに，看護師等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は，指定介護予防訪問看護事業所ごとに，当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は，看護師等の資質の向上のために，その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は，適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言

動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

(準用)

第55条 第9条, 第10条, 第12条から第14条まで, 第16条から第20条まで, 第22条, 第23条, 第25条及び第27条から第36条までの規定は, 指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において, これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と, 第9条及び第29条中「第26条」とあるのは「第53条」と, 第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況, 病歴」と, 第28条中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第63条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は, 事業所ごとに, 次に掲げる運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) ~ (5) 略

(6) 略

(準用)

第65条 第9条から第14条まで, 第16条から第20条まで, 第22条, 第23条, 第25条, 第27条から第30条まで, 第32条から第36条まで及び第49条の規定は, 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において, これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士等」と, 第9条及び第29条中「第26条」とあるのは「第63条」と, 第14条中「心

第55条 第9条, 第10条, 第12条から第14条まで, 第16条から第20条まで, 第22条, 第23条, 第25条及び第27条の2から第36条までの規定は, 指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において, これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と, 第9条及び第29条第1項中「第26条」とあるのは「第53条」と, 第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況, 病歴」と, 第28条第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第63条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は, 事業所ごとに, 次に掲げる運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) ~ (5) 略

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) 略

(準用)

第65条 第9条から第14条まで, 第16条から第20条まで, 第22条, 第23条, 第25条, 第27条の2から第30条まで, 第32条から第36条まで, 第49条及び第53条の2の規定は, 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において, これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士等」と, 第9条及び第29条第1項中「第26条」とあるのは「第

身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第28条中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第67条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士等が行うものとし、その方針は、第59条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士等、指定介護予防支援等基準第2条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

63条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第28条第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第53条の2中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第67条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士等が行うものとし、その方針は、第59条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士等、指定介護予防支援等基準第2条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得たものに限る。）をいう。以下同じ。）を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日

(2) ～(14) 略
(運営規程)

第72条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) ～(5) 略

(6) 略
(準用)

第74条 第9条から第14条まで、第17条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第27条から第30条まで、第32条から第36条まで及び第49条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第9条及び第29条中「第26条」とあるのは「第72条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第19条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第28条中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的な取扱方針)

第76条 略

2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2) ～(14) 略
(運営規程)

第72条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) ～(5) 略

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) 略
(準用)

第74条 第9条から第14条まで、第17条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第27条の2から第30条まで、第32条から第36条まで、第49条及び第53条の2の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第9条及び第29条第1項中「第26条」とあるのは「第72条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第19条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第28条第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第53条の2中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的な取扱方針)

第76条 略

2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) ～(3) 略

(4) 略

(1) ～(3) 略

(4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。

(5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

(7) 略

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。

(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供

(運営規程)

第83条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) ～(8) 略

(9) 略

(勤務体制の確保等)

第84条 略

2 略

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

するものとする。

(4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

(運営規程)

第83条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) ～(8) 略

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) 略

(勤務体制の確保等)

第84条 略

2 略

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止す

(非常災害対策)

第86条 略

(衛生管理等)

第87条 略

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第89条 第9条から第14条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第23条、第29条、第30条、第32条から第36条まで及び第49条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハ

るための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第86条 略

2 指定介護予防通所リハビリテーション

事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第87条 略

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(準用)

第89条 第9条から第14条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第23条、第27条の2、第29条、第30条、第32条から第36条まで及び第49条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予

ビリテーション従業者」と、第9条及び第29条中「第26条」とあるのは「第83条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第95条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第5節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第120条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第105条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、

防通所リハビリテーション従業者」と、第9条及び第29条第1項中「第26条」とあるのは「第83条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第95条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第5節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第120条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第105条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、

利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。

(1) 医師 一人以上

(2) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに一人以上

(3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに一人以上

(4) 栄養士 一人以上

(5) 機能訓練指導員 一人以上

(6) 略

2～4 略

5 第1項第2号の生活相談員並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち一人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあつては、この限りでない。

6～8 略

9 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の

利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。

(1) 医師 1以上

(2) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上

(3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上

(4) 栄養士 1以上

(5) 機能訓練指導員 1以上

(6) 略

2～4 略

5 第1項第2号の生活相談員のうち一人以上は常勤でなければならない。また、同項第3号の介護職員又は看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあつては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。

6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。

7～9 略

10 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の

事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第149条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項から第6項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第98条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項及び次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

(1) 略

(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 消防長又は当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第109条において準用する第86条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第109条において準用する第86条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 略

2～8 略

(運営規程)

第104条 指定介護予防短期入所生活介

の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第149条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項から第6項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第98条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項及び次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

(1) 略

(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 消防長又は当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第109条において準用する第86条第1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第109条において準用する第86条第1項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 略

2～8 略

(運営規程)

第104条 指定介護予防短期入所生活介

護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) ～(8) 略

(9) 略

(衛生管理等)

第106条 略

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第109条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第23条、第25条、第29条から第36条まで、第84条及び第86条の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第29条中「第26条」とあるのは「第104条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従

護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) ～(8) 略

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) 略

(衛生管理等)

第106条 略

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(準用)

第109条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第23条、第25条、第27条の2、第29条から第36条まで(第34条第2項を除く。)、第84条及び第86条の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第27条の2第2項、第29条第1項並びに第35条の2第1号及び第3号中「介護予防

業者」と、第84条第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(設備及び備品等)

第120条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項及び次項において同じ。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあつては、準耐火建築物とすることができる。

(1) 略

(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 消防長又は当該ユニット型指定介護予防短期入所者生活介護事業所の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第126条において準用する第109条において準用する第86条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第126条において準用する第109条において準用する第86条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 略

訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第29条第1項中「第26条」とあるのは「第104条」と、第84条第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(設備及び備品等)

第120条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項及び次項において同じ。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあつては、準耐火建築物とすることができる。

(1) 略

(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 消防長又は当該ユニット型指定介護予防短期入所者生活介護事業所の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第126条において準用する第109条において準用する第86条第1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第126条において準用する第109条において準用する第86条第1項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 略

2～5 略

6 第3項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる基準

ア 居室

(ア) 略

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利用定員（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第140条の4第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等基準第140条の2に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び第125条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) 利用者一人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とするこ

2～5 略

6 第3項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる基準

ア 居室

(ア) 略

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利用定員（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第140条の4第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等基準第140条の2に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び第125条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) 利用者一人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とするこ

と。また、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。

(エ) 略

イ～エ 略

(2) 略

7・8 略

(運営規程)

第123条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(9) 略

(10) 略

(勤務体制の確保等)

第124条 略

2・3 略

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

と。

(エ) 略

イ～エ 略

(2) 略

7・8 略

(運営規程)

第123条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(9) 略

(10)虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 略

(勤務体制の確保等)

第124条 略

2・3 略

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動で

(準用)

第131条の3 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第23条、第25条、第29条から第36条まで、第84条及び第86条、第94条及び第96条並びに第4節(第109条を除く。)及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第29条中「第26条」とあるのは「第104条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)」と、第84条第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第99条第1項及び第103条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第108条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第23条」とあるのは「第23条」と、同項第5号中「次条において準用する第33条第2項」とあるのは「第33条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第35条第2項」とあるのは「第35条第2項」と読み替えるものとする。

あつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第131条の3 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第23条、第25条、第27条の2、第29条から第36条まで(第34条第2項を除く。)、第84条及び第86条、第94条及び第96条並びに第4節(第109条を除く。)及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第27条の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)」と、第29条第1項中「第26条」とあるのは「第104条」と、同項並びに第35条の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第84条第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第99条第1項、第103条並びに第106条第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第108条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第23条」とあるのは「第23条」と、同項第5号中「次条において準用する第33条第2項」とあるのは「第33条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第35条第2項」とあるのは「第35条第2項」

(従業者の員数)

第133条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士を置かないことができる。

(1) 生活相談員 一人以上

(2) 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者（当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第140条の26に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当介護予防短期入所生活介護又は基準該当短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第135条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに一人以上

(3) 栄養士 一人以上

(4) 機能訓練指導員 一人以上

(5) 略

2～5 略

(準用)

第138条 第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第23条、第25条、第29条から第32条まで、第33条（第5項及び第6項を除く。）、第34条から第36条まで、第84条、第86条、第94条並びに第4節（第101条

と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第133条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士を置かないことができる。

(1) 生活相談員 1以上

(2) 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者（当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第140条の26に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当介護予防短期入所生活介護又は基準該当短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第135条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上

(3) 栄養士 1以上

(4) 機能訓練指導員 1以上

(5) 略

2～5 略

(準用)

第138条 第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第23条、第25条、第27条の2、第29条から第36条まで（第33条第5項及び第6項並びに第34条第2項を除く。）、第84条、第86条、第94条並びに第4節（第10

第1項及び第109条を除く。)及び第5節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第20条中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第29条中「第26条」とあるのは「第138条において準用する第104条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第84条第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第101条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第105条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第108条第2項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは、「第138条」と、第111条中「第94条」とあるのは「第138条において準用する第94条」と、「前条」とあるのは「第138条において準用する前条」と、第115条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第145条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) 略

1条第1項及び第109条を除く。)及び第5節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第20条第1項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第27条の2第2項、第29条第1項並びに第35条の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第29条第1項中「第26条」とあるのは「第138条において準用する第104条」と、第84条第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第101条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第105条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第108条第2項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは、「第138条」と、第111条中「第94条」とあるのは「第138条において準用する第94条」と、「前条」とあるのは「第138条において準用する前条」と、第115条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第145条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 略

(準用)

第148条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第23条、第25条、第29条、第30条、第32条から第36条まで、第84条、第86条、第87条、第99条、第100条第2項及び第107条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第29条中「第26条」とあるのは「第145条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第84条第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第99条中「第104条」とあるのは「第145条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第160条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 略

(勤務体制の確保等)

第161条 略

2・3 略

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) 略

(準用)

第148条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第23条、第25条、第27条の2、第29条、第30条、第32条から第36条(第34条第2項を除く。)まで、第84条、第86条、第87条、第99条、第100条第2項及び第107条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第27条の2第2項、第29条第1項並びに第35条の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第29条第1項中「第26条」とあるのは「第145条」と、第84条第3項及び第4項並びに第87条第2項第1号及び第3号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第99条第1項中「第104条」とあるのは「第145条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第160条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) 略

(勤務体制の確保等)

第161条 略

2・3 略

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養

介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（身体的拘束等の禁止）

（身体的拘束等の禁止）

第177条 略

第177条 略

2 略

2 略

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) ・ (3) 略

(2) ・ (3) 略

（運営規程）

（運営規程）

第178条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての

第178条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての

重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) ～(8) 略

(9) 略

(勤務体制の確保等)

第179条 略

2・3 略

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第183条 第12条，第13条，第22条から第25条まで，第29条から第36条まで，第86条及び第106条の規定は，指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において，第24条及び第29条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と，同条中「第26条」

重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) ～(8) 略

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) 略

(勤務体制の確保等)

第179条 略

2・3 略

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第183条 第12条，第13条，第22条から第25条まで，第27条の2，第29条から第36条まで（第34条第2項を除く。），第86条及び第106条の規定は，指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において，第24条，第27条の2第2項，第35条の2第1号及び第3号並びに第29

とあるのは「第178条」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第197条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(9) 略

(10) 略

(準用)

第200条 第12条、第13条、第22条から第25条まで、第29条から第36条まで、第86条、第106条、第174条から第177条まで及び第179条から第181条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第24条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第29条中「第26条」とあるのは「第197条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第31条中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第175条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第179条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

条第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、同項中「第26条」とあるのは「第178条」と、第106条第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第197条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(9) 略

(10)虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 略

(準用)

第200条 第12条、第13条、第22条から第25条まで、第27条の2、第29条から第36条まで(第34条第2項を除く。)、第86条、第106条、第174条から第177条まで及び第179条から第181条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第24条、第27条の2第2項並びに第35条の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第29条第1項中「第26条」とあるのは「第197条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第31条中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第106条第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第1

(運営規程)

第208条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) ～(5) 略

(6) 略

(衛生管理等)

第211条 略

2～5 略

(掲示及び目録の備付け)

第212条 略

75条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第179条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第208条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) ～(5) 略

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) 略

(衛生管理等)

第211条 略

2～5 略

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示及び目録の備付け)

第212条 略

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前

項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

2 略

(準用)

第214条 第9条から第20条まで、第22条、第23条、第25条、第30条から第36条まで並びに第84条第1項及び第2項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条中「第26条」とあるのは「第208条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。)」と、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第22条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第84条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

(準用)

第219条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第25条、第30条から第32条まで、第33条(第5項及び第6項を除く。)、第34条から第36条まで並びに第84条第1項及び第2項並びに第1節、第2節(第204条を除く。)、第3節、第4節(第207条第1項及び第214条を除

3 略

(準用)

第214条 第9条から第20条まで、第22条、第23条、第25条、第27条の2、第30条から第36条まで並びに第84条第1項、第2項及び第4項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第26条」とあるのは「第208条」と、同項、第27条の2第2項並びに第35条の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。)」と、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第22条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第84条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

(準用)

第219条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第25条、第27条の2、第30条から第36条まで(第33条第5項及び第6項を除く。)並びに第84条第1項、第2項及び第4項並びに第1節、第2節(第204条を除く。)、第3節、第4節(第207条第1項及び第214条を除く。)及

く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第9条中「第26条」とあるのは「第219条において準用する第208条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、第20条中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第84条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第207条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第228条 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第23条、第25条、第28条、第30条から第36条まで、第84条第1項及び第2項、第208条から第210条まで並びに第212条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条中「第26条」とあるのは「第22

び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第9条第1項中「第26条」とあるのは「第219条において準用する第208条」と、同項、第27条の2第2項並びに第35条の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、第20条第1項中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第84条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第207条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第228条 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第23条、第25条、第27条の2、第28条、第30条から第36条まで、第84条第1項、第2項及び第4項、第208条から第210条まで並びに第212条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中

8条において準用する第208条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第84条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第208条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第209条及び第210条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第212条中「第208条」とあるのは「第228条において準用する第208条」と読み替えるものとする。

第13章 雑則

「第26条」とあるのは「第228条において準用する第208条」と、同項、第27条の2第2項、第28条第3項第1号及び第3号並びに第35条の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第84条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第208条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第209条及び第210条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第212条中「第208条」とあるのは「第228条において準用する第208条」と読み替えるものとする。

第13章 雑則

(電磁的記録等)

第232条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第43条、第55条、第65条、第74条、第89条、第109条（第126条において準用する場合を含む。）、第131条の3、第138条、第148条（第163条において準用する場合を含む。）、

<p>(委任) 第232条 略</p>	<p>第183条、第200条、第214条、第219条及び第228条において準用する場合を含む。)及び第175条第1項(第200条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。</p> <p>(委任) 第233条 略</p>
-------------------------	--

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の呉市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第3項及び第35条の2(新条例第43条、第55条、第65条、第74条、第89条、第109条(新条例第126条において準用する場合を含む。))、第131条の3、第138条、第148条(新条例第163条において準用する場合を含む。))、第183条、第200条、第214条、第219条及び第228条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とし、新条例第26条(新条例第43条において準用する場合を含む。))、第53条、第63条、第72条、第83条、第104条(新条

例第131条の3及び第138条において準用する場合を含む。)、第123条、第145条、第160条、第178条、第197条及び第208条(新条例第219条及び第228条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第27条の2(新条例第43条、第55条、第65条、第74条、第89条、第109条(新条例第126条において準用する場合を含む。))、第131条の3、第138条、第148条(新条例第163条において準用する場合を含む。))、第183条、第200条、第214条、第219条及び第228条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第27条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第4条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第28条第3項(新条例第43条、第55条、第65条、第74条及び第228条において準用する場合を含む。))、第87条第2項(新条例第148条(新条例第163条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))、第106条第2項(新条例第126条、第131条の3、第138条、第183条及び第200条において準用する場合を含む。))及び第211条第6項(新条例第219条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

第5条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第27条第3項(新条例第43条において準用する場合を含む。))、第84条第3項(新条例第109条、第131条の3、第138条及び第148条において準用する場合を含む。))、第124条第4項、第161条第4項及び第179条第4項(新条例第200条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

第6条 この条例の施行の日以降、当分の間、新条例第120条第6項第1号ア(イ)の規定に基づき利用定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所は、新条例第95条第1項第3号及び第124条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

第7条 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを

含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、この条例による改正前の呉市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第120条第6項第1号ア(ウ) (後段に係る部分に限る。)の規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

(提案理由)

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。